



今月の特集

1. 年休や看護休暇等の法定休暇の前倒し付与等を求める指針の整備
2. 育児休業給付金再延長の必要書類
3. SATO 社会保険労務士法人東川ファクトリーの開設

1.年休や看護休暇等の法定休暇の前倒し付与等を求める指針の整備

労働時間等設定改善指針および育児・介護休業法にかかる指針が改正され平成 29 年 10 月 1 日より適用されることになりました。

規制改革の大きな柱

- ① 転職先がよりみつけやすくなる仕組みづくり
- ② 転職して不利にならない仕組みづくり
- ③ 安心して転職できる仕組みづくり

具体的には、それぞれ以下のような内容になっており、措置義務化ではありませんが、検討が必要な議題として社内でも取り上げてみてはいかがでしょうか。

I 年次有給休暇

仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、労働基準法第 39 条第 1 項及び第 3 項に規定する雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間を短縮すること、同条第 2 項及び第 3 項に規定する年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること。

さらに、地域の実情に応じ、労働者が子どもの学

校休業日や地域のイベント等に合わせて年次有給休暇を取得できるよう配慮すること。

II 公民権行使のための休暇

事業主は、労働基準法第 7 条において、労働者が公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならないこととされていることを踏まえ、公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討すること。

なお、労働者が裁判員の職務を行う場合については、労働者が当該職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととされていることに留意すること。

III 子の看護休暇・介護休暇

労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること。

2. 育児休業給付金再延長の必要書類

平成 29 年 10 月 1 日から、育児・介護休業法の一部改正により、原則 1 歳までの育児休業を 6 か月延長しても保育所に入れられない場合等に限り、更に、6 か月（2 歳まで）の再延長が可能となりました。

2 歳までの再延長についてはみなさんご存知かと思いますが、今回は延長する場合の必要書類等にスポットを当ててみました。

延長手続きは以下の 2 通りのどちらかのタイミングで行います。

①子が 1 歳 6 か月に達する日前の支給対象期間の申請の際に延長手続きを行う

※この場合、申請の提出は子が 1 歳 6 か月に達する日以後であることが必要

②子が 1 歳 6 か月に達する日以後の日を含む支給対象期間の申請の際に延長手続きを行う
それでは、必要書類を確認してみましょう。

■必要書類■

ケース 1：保育所による保育が実施されない

○市町村が発行した保育所等の入所保留の通知書（不承諾通知書）等、当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類

ケース 2：養育を予定していた配偶者の状態が変わった

○世帯全員について記載された住民票の写し

○母子健康手帳写し

○保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書など

ケース 3：不承諾通知書が発行できなかった場合

○利用調整状況証明書

※様式名は各市区町村で異なる場合があります。

ケース 4：入所申込みを受付していない期間がある場合

○申込みをしていないことが分かる書類

（市区町村によっては、〇月～〇月までの期間に入所申込みを行っていないところもあります。）

※ハローワークにより必要書類が異なる場合があります。詳細はハローワークに確認するか、または、弊社担当へご確認ください。

育児休業給付金の延長手続きは、「延長手続き方法を知らなかった」「延長手続きを忘れた」「保育所の入所申し込みを忘れた」「役所で保育所に入所できないと言われたので申し込みしなかった」などで、現行の 1 歳から 1 歳 6 か月までの延長においてもトラブルが多く発生しているようです。法改正により、再延長が可能になると 2 回の延長手続きが必要となりますので、今一度内容を確認し、手続き漏れ等のないよう注意しておきましょう。

3. SATO 社会保険労務士法人東川ファクトリーの開設

平成 29 年 11 月 1 日に「SATO 社会保険労務士法人東川ファクトリー」を北海道上川管内東川町の旭川福祉専門学校に開設します。

人手不足に悩む企業様からの発注増加に備え、学校法人北工学園（東川町）が運営する同専門学校日本語学科の空き教室 150 平方メートルに情報漏えい対策を施し、中国やタイ、ベトナムなど母国で大学を卒業した留学生を最大 60 名雇用し、パソコンによる簡単なデータ入力作業を行う予定です。都市部よりアルバイト先が少ない同町に拠点を構えることで、学生側にもメリットがあると判断し、今回は留学生が動きやすいよう、学校内に職場を設けることにしました。

東川町は、北海道のほぼ中央に位置し、道北の中核都市である旭川市中心部からおよそ 13km、旭川空港からおよそ 7km という地理的な利便性の高さから、ベッドタウンとしても発展を遂げております。また、田園風景が美しく北海道で初めて「景観行政団体」に指定されており、北海道内はもとより、道外からの移住者も多い町です。

今後、SATO では深刻化する人手不足を踏まえ、より高品質の業務サービスが提供できるよう態勢を強化していきます。

なお、北海道新聞に「SATO 社会保険労務士法人東川ファクトリー」の記事が掲載されました。



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒060-0906

北海道札幌市東区北 6 条 2-3-1

Tel：(011) 351-3010